

商工会報

さくほ

令和2年8月1日発行

— No.30 —

佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1

Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541

URL <http://www.sakuho.or.jp/>E-mail info@sakuho.or.jp

会員数:314名(令和2年8月1日現在)



ホームページ



青年部 facebook



雪洞(ぼんぼり)

商工会西支部では、4月上旬から5月上旬までの1ヶ月間、高野町の諏訪神社境内を雪洞(ぼんぼり)でライトアップします。新型コロナが全世界の人々の生活を狂わせておりますが、来年こそは多くの花見客で賑わった諏訪神社を拝みたいものです。

今号の内容

- 令和2年度通常総会
- テイクアウトリーフレット発行について
- 各種給付金・補助金・助成金のご案内



いあいさつ

佐久穂町商工会

会長 由井正隆

我が家の百日紅が鮮やかに咲き誇り、盛夏到来を知らせると共に暑さが厳しくなりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。会報上で失礼しますが、台風十九号で被害にあわれた方や、コロナ禍で被害にあわれている皆様にお見舞い申し上げます。佐久穂町では、昨年十月に台風十九号により大きな被害を受け、徐々に立ち直りがみられる最中、三月以降はコロナ騒動により佐久穂はもとより、世界中が見えないウイルスの脅威にさらされ、経済活動が停滞しております。

コロナウイルスの抑え込みを強化すれば経済が停滞し、経済活動を活発化するとコロナの感染者が増えるというジレンマに陥り、国はコロナの影響緩和に多くの予算を使っているにもかかわらず、政府の指導力にも疑問符がついております。当然ながら、本年度の商工会活動も大きな制約を受けておりまして、四月のツールドハケ岳は中止となり、五月の通常総会も書面総会となりました。七月の「さくほいずら」も開催中止となりました。秋以降のイベントもコロナ蔓延の動向次第となり、予定が立ちません。

コロナの影響で日常活動が極端に制約される中、佐久穂町商工会では台風十九号で被災された会員の皆様への支援に力を入れ、お見舞金の支給や、佐久穂町への義捐金の拠出等行いました。又、全国商工会連合会からの義捐金も配分することができました。一方、コロナ禍の影響で売上の低迷する会員様の支援にも力を入れております。制度融資の窓口業務や、昨年との比較で売上の落ち込んでいる皆様に支給される持続化給付金や様々な補助金の受給手続き、テイクアウト可能なお店の紹介等、会員企業の皆様への伴走型支援に力を入れて取り組んでおります。コロナの悪影響は、あらゆる業界や企業の経営を苦境に陥れております。直接的な被害を受けている旅行業界や飲食業はもとより、間接的には全ての業界が、程度の差はあれ苦境にあると思われます。問題解決のために、商工会も皆様と共に考え、行動したいと思っております。本年度から新人も加入しておりますので、ワンチームで皆様のご利用をお待ちしております。

本年度の商工会活動は大きな制約下にありまして、特にイベント開催は困難な状況にあります。そこで、現下の状況を鑑み、本年度の商工会費は半額とさせていただきます。コロナとの戦いはマスクやアルコール除菌、移動制限では限度があり、今後、更なる流行の波の到来が懸念されております。

加えて、コロナ禍の長期化による意識の変化が、従来の世の中の常識に大きな変化を生み、コロナとの共生化、新しい世の中の在り方が問われております。しかし、経済活動や人間の娯楽を求める気持ちは抑制できません。我々は個々にウイズコロナへの対策をしながらの活動となるため、経済活動の停滞は許容せざるを得ないと思っております。コロナとの共存は人類の英知による早期のワクチンや特効薬の開発が決め手ですが、現状はアフターコロナまでどう生きるべきか模索しながら、東京オリンピック開催をはじめとする、普通の生活ができる日々の到来を期待し、現下の持久戦を会員皆様と共に勝ち抜きたいと思っております。

佐久穂町商工会の第十五回通常総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面による議決となりました。過去に経験した事のない事態でしたが、会員の皆様の書面議決へのご理解、また、早期の書面議決書提出に御協力を頂いた事により、無事全ての議案におきまして別表の通り承認・決定されました。皆様の御理解・御協力に感謝申し上げます。

通常総会書面による議決へ

令和2年度第15回佐久穂町商工会総会議事の経過と結果

第1号議案 令和元年度佐久穂町商工会事業報告書、収支決算書及び貸借対照表並びに財産目録の承認に関する件

原案に対して・・・賛 169・否 0・無効 2
以上の結果、第1号議案は原案通り承認された

第2号議案 令和2年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)の承認に関する件

原案に対して・・・賛 169・否 0・無効 2
以上の結果、第2号議案は原案通り承認された

第3号議案 令和2年度会費の賦課基準(案)及び納入方法(案)承認に関する件

原案に対して・・・賛 169・否 0・無効 2
以上の結果、第3号議案は原案通り承認された

第4号議案 令和2年度運営資金の借入限度額(案)及び借入先(案)に関する件

原案に対して・・・賛 169・否 0・無効 2
以上の結果、第4号議案は原案通り決定された

第5号議案 定款の一部改正(案)に関する件

原案に対して・・・賛 169・否 0・無効 2
以上の結果、第5号議案は原案通り決定された



支部報告

青年部

日頃から皆様には、青年部活動にご理解ご協力を頂きありがとうございます。ありがとうございます。

青年部活動におきましては、新型コロナウイルスにより数々の事業が中止を余儀なくされております。

その中で青年部活動である、さくほクリーンキャンペーンが行われました。今年も多くのゴミが回収され、地域の皆さんの住環境を整える事への関心が高い事を感じました。



ゴミの分別を行う青年部の皆さん

多くの皆さんがSTAY生活を送っていると思います。住環境を見直してSTAY生活を充実させる事で、終息までの期間を楽しめた時間に変える事ができるのではないのでしょうか。

青年部の皆さんも活動出来ない時間を、家族と過ごす時間にしていただき、来たる時には青年部活動を精一杯やりましょう。

(部長 佐藤 成暁)

女性部

令和二年度の女性部の活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い、行動の自粛や三密回避などにより大幅に減少せざるを得ない状態ですが、唯一屋外事業という事もあり、例年通り花壇作りを、部員の皆様のご協力も得てコロナ予防もしっかりして行いました。一日も早い終息を祈り、一株一株に願いを込めて苗植えました。

今、交差点の一角で力強く咲いているペコニア、マリーゴールド、サルビア、日々草、そして夏の間は濃緑色で夏花の引き立て役ですが秋には彩り鮮やかに大輪の花が咲き揃う玉菊。この花々を観て道を行き交う人々

に、勇気と希望を贈れる様に部員一同で頑張っています。

(部長 今井 ひでみ)



清水町の花壇にて

新任ご挨拶

令和二年四月一日から佐久穂町商工会でお世話になっております町田祐介と申します。

前職におきましては、小売畑一筋約二十年間、この度ご縁があり、兼ねてより関心を寄せておりました商工会にお世話になる事になりました。

ほとんどの業務が未経験という事もあり、毎日が新しい事の連続で勉強する日々を過ごしております。一日でも早く一人前になる様頑張つて参りますので宜しくお願い致します。

会員コミュニティスペース

商工会以外の活動・事業所のPR・お得な情報などなど掲載記事を募集しています。詳しくは商工会まで。

まちのこはん屋さん
キッチンえみゅー

二〇一三年七月オープンした「町民キッチン ヒロッシーナ」の経営を引き継ぎ五年、「まちのこはん屋さん キッチンえみゅー」に店名を変更してからは丸四年を迎える事ができました。これもお客様はじめ支えてくださった多くの方々のおかげと深く感謝申し上げます。オリンピックイヤーであった今年、誰もが想像していなかったコロナ禍により世界の状況が一変してしまいました。緊急事態宣言が出た事による外食の自粛等飲食業も大きな影響を受けました。キッチンえみゅーも店内営業を自粛せざるをえなくなりました。

ですが元々テイクアウト営業をしていたおかげで多くのお客様に利用していただき、五月には佐久穂町商工会で作成してくださった「さくほのうまいもんテイクアウト」チラシで初めて知って注文してくださったお客様も多数いらっしゃいました。

キッチンえみゅーは今後もレストラン営業とならんでテイクアウト営業も継続していきますが、時間によっては注文を受けられない場合もありますので、ぜひお電話でのご予約をお願いいたします。

また、店内ではスタッフのマスク着用、アルコールによる消毒、手洗いを徹底していきますので、今後どうぞよろしくお願いたします。



ドルチェランチ

(キッチンえみゅー 足立 伸哉)



この夏はテラス席で三密回避

テイクアウトチラシ施策

新型コロナウイルス禍の影響により自粛ムード一色になった外食消費を活性化させるべく、佐久穂町役場と合同により、町内のテイクアウト情報満載のチラシ「さくほのうまいもんテイクアウト」を発行致しました。手探りで店からは

「来客が見込めない中でテイクアウトの注文がありよかった。先が見えない状況であるため、テイクアウトを継続していきたい」

「普段来られないお客様が多く利用されるケースがあった。また、普段はあまりない電話での注文があった。よかった」と言った声がありました。前述の通り手探りで取り組みとなりましたが、ご参加頂きました飲食店の皆様で協力ありがとうございました。



幻のヴィンテージピアノ 修復プロジェクト



佐久穂町は、二十世紀前半の三十年間だけドイツのスタインベルク・ベルリン社で製造された幻のグランドピアノとアップライトピアノを一台ずつ所有する日本で唯一の自治体です。

一九〇〇年代前半に製造されたため、美しい状態と音色を保つために対策が必要となり、町ではピアノを修復するため、ふるさと納税型クラウドファンディングに挑戦し、修復費用を募っています。

世界的にも貴重な名器を飾り物にせず、美しい音色を奏でること、「生かし」佐久穂町の大切な文化財をいつまでも後世に伝えていきたいと思っています。皆様からの応援、お待ちしております。

(佐久穂町公民館 高見澤)

受付期間：8月29日(土)まで

URL: <https://www.furusato-tax.jp/gcf/851>

下のQRコードを要チェック!!



家賃支援給付金

に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金**を支給します。

支給対象(①②③すべてを満たす事業者)

- ① 資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ② **5月～12月**の売上高について、
・**1ヵ月**で前年同月比**▲50%以上** または、
・**連続する3ヵ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**
- ③ **自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 **申請時の直近1ヵ月**における**支払賃料(月額)**に基づき算定した**給付額(月額)の6倍**

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

よくあるお問い合わせ

Q1.申請に必要な書類を教えてください。

- A1. 今後、追加・変更の可能性がありますが、以下の書類をご用意いただく予定です。
- ① 賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書等)
 - ② 申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書等)
 - ③ 本人確認書類(運転免許証等)
 - ④ 売上減少を証明する書類(確定申告書、売上台帳等)
- 持続化給付金と同様

Q2.どのようなタイミングで給付金を申請できますか？

- A2. 申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。(なお、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。)

Q3.給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額(月額)の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？

- A3. 支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

Q4.自己所有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

- A4. 対象ではありません。

Q5.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

- A5. 対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限りです。

Q6.借地の賃料は対象ですか？

- A6. 対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。(例：駐車場、資材置場等として事業に用いている土地の賃料)

Q7.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

- A7. 賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

Q8.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

- A8. 対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930 (平日・土日祝日8:30～19:00)

法人

☑ 申請の前に準備！

個人

○ まず、必要書類を揃えてください。

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する
すべての事業年度の確定申告書類

以下すべて

- ・ 確定申告書別表一の控え（1枚）
- ・ 法人事業概況説明書の控え（両面）
- ※ 申請にもちいる売上が減った期間が複数事業年度にまたがる場合は、それぞれ比較する事業年度の確定申告書類を添付してください。
- ※ 確定申告書別表一の控えには、収受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。
- ※ e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知（1枚）を添付してください。

申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳 など

以下のいずれか

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ 表計算ソフト（エクセル など）で作成した売上のデータ
- ・ 手書きの売上台帳のコピー
- ※ 2020年□月と明確に記載されていることをご確認ください。

賃貸借契約書の写し

- ・ 賃貸借契約書の契約書の写し
- ※ 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。

直前3か月間の資料の支払い実績を証明する書類

- ・ 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月分）など
- ※ 該当する振込が分かるよう対象箇所に印をつけてください。

給付金の振り込みをする口座情報

以下すべて

- ・ 法人名義の口座通帳の表紙（法人の代表者名義可）
- ・ 法人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方

誓約書

- ・ 自署の誓約書
- ※ 代表者の方の自署が必要です。

○ 次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は

必要書類をスキャンして
パソコンに取り込んでください。※ 形式は「PDF」「JPG」「JPEG」「PNG」
のいずれかをお願いします。

スマートフォンの場合は

必要書類を撮影して写真を
スマートフォンに保存してください。※ 細かな文字が読み取れるようきれいな
写真の添付をお願いします。

詳しくはホームページでご確認ください。

○ まず、必要書類を揃えてください。

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する
2019年分の確定申告書類

以下すべて

- ・ 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）
- ・ 月別売上の記入のある2019年分の所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え（2枚）
- ※ 確定申告書別表一の控えには、収受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。
- ※ e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知（1枚）を添付してください。

申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳 など

以下のいずれか

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ 表計算ソフト（エクセル など）で作成した売上のデータ
- ・ 手書きの売上台帳のコピー
- ※ 2020年□月と明確に記載されていることをご確認ください。

賃貸借契約書の写し

- ・ 賃貸借契約書の契約書の写し
- ※ 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。

直前3か月間の資料の支払い実績を証明する書類

- ・ 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月分）など
- ※ 該当する振込が分かるよう対象箇所に印をつけてください。

給付金の振り込みをする口座情報

以下すべて

- ・ 申請者本人名義の口座通帳の表紙
- ・ 申請者本人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方

本人確認書類の写し

以下のいずれか

- ・ 運転免許証（両面）
- ・ 個人番号カード（オモテ面のみ）
- ・ 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ・ 在留カード、特別永住者証明書（両面）
- 上記の書類がない場合は、以下のいずれかの組み合わせでかわりとすることができます。
- ・ 住民票の写しおよびパスポートの両方
- ・ 住民票の写しおよび各種健康保険証の両方

誓約書

- ・ 自署の誓約書
- ※ 代表者の方の自署が必要です。

○ 次に、必要書類をデータ化してください。

左のページを参照ください。

詳しくはホームページでご確認ください。

🏠 家賃支援給付金って何？

給付対象者

2020年5月から12月の間に①②のいずれかにあてはまる事業者の方は、
事業継続を下支えるために地代・家賃（賃料）の負担を軽減する
家賃支援給付金を申請できます。

1 いずれか1か月の売上が
前年の同じ月と比較して **50%以上減っている**2 連続する3か月の売上の合計が
前年の同じ期間の合計と比較して **30%以上減っている**

申請期間 2020年7月14日から2021年1月15日まで

給付額

中堅・中小企業や
小規模事業者最大 **600万円**

個人事業者

最大 **300万円**

を一括で支給します

給付額の算定方法

申請日の直前1か月以内に支払った賃料（月額）をもとに算定した
月額給付額の6倍

申請方法

申請は電子（オンライン）申請のみで受け付けます。パソコンからでも、スマートフォンからでも、簡単にできます。

申請は家賃支援給付金ホームページから

パソコンから

検索エンジンから

家賃支援給付金

スマートフォンから

右記の
QRコードから

「家賃支援給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

📄 申請の方法

1 「家賃支援給付金」ホームページにアクセス。

家賃支援給付金

スマートフォンでも
ご利用可能です。

2 手続き用ログインIDとパスワードを登録します。

- 「申請する」ボタンをクリック
- メールアドレスなどの情報を入力
- 登録したメールアドレスに届くメールの受信確認
- 確認メールに記載のアドレスをクリック
- 手続き用ログインIDとパスワードを登録

3 マイページから各種情報を入力し、
必要書類を添付してください。

○ これで手続きが完了です。

☑ 家賃支援給付金事務局で、申請内容を確認します。
※ 申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。○ 給付通知書が発送され、
ご登録の口座に入金されます。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方へ

全国に「申請サポート会場」を
開設しています。

会場では補助員が電子申請をお手伝いします。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、ご来場には事前予約が必要です。詳細はホームページをご確認ください。



持続化給付金 に関するお知らせ

経済産業省

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、**昨年1年間の売上からの減少分を上限**とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。
※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 6月~8月(毎日) 9月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

- 1 持続化給付金ホームページへアクセス！
持続化給付金 検索
持続化給付金の申請用HP (<https://izokuka-kvufu.jp>)
※スマホでもできる！
- 2 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]
- 3 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、[本登録]へ
- 4 ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます
● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 ● 入力
法人・個人の基本事項と、ご連絡先 入力すると、申請金額を自動計算！ [通帳の写し]をアップロード！
- 5 必要書類を添付
● 2019年の確定申告書類の控え
● 売上減少となった月の売上台帳の写し
● 身分証明書の写し(個人事業者の場合)
※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

経済産業省

中小企業庁

持続化給付金に関するお知らせ

支援対象を拡大します

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小法人・個人事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える持続化給付金**を支給しております。

この度、これまで対象となっていなかった、以下の事業者を**新たに**対象とします。

1 主たる収入を
雑所得・給与所得
で確定申告した個人事業者

2 **2020年1月~3月**
の間に創業した事業者

どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。

従来の申請と比べて、**ご提出いただく書類が変わります。**

給付額

1 **最大100万円**

(注) 対象月：売上等が▲50%以上の月

(式) 前年の収入※ - (対象月の収入※ × 12ヶ月)

※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります

2 中小法人等 **最大200万円**、個人事業者等 **最大100万円**

(式) 今年1月~3月の総売上 ÷ 今年3月までの創業後月数 × 6 - 対象月の売上 × 6

申請方法、申請開始日

新たに対象となった方の申請は**6月29日**より受付開始

申請は、**WEB・スマホ**から電子申請
(全国に設置した申請サポート会場でも申請が可能)

※従来よりも、審査に時間を要することが想定されます。

※審査の結果、給付要件を満たさない場合には給付できません。

1 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者 (業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります)

対象者の要件・必要書類は以下の通りです。

要件 以下の要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、
雑所得・給与所得として計上されるものを主たる収入として得ており、
今後も事業継続する意思がある (※確定申告で事業収入あり⇒現行制度で申請)
- (2) 今年の対象月の収入が昨年の月平均収入と比べて**50%以上減少**している
- (3) 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではない

必要資料 申請時には、以下の書類を提出してください。 ※黄色マーカーが追加

- (1) 前年分の確定申告書
- (2) 今年の対象月の収入が分かる書類 (売上台帳等)
- (3) **(1)の収入が、業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類**
①業務委託等の契約書の写し、又は 契約があったことを示す**申立書**
②支払者が発行した**支払調書**、又は **源泉徴収票**
③**支払があったことを示す通帳の写し**
※①~③の中から**いずれか2つを提出** (②の源泉徴収票の場合は①との組合せが必須)。
(4) **国民健康保険証**の写し
(5) 振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し

2 2020年1月~3月の間に創業した事業者

創業月~3月の月平均収入と比べ、対象月の収入が50%以上減少している事業者が対象

例 今年2月に創業し、6月を対象月として申請する場合 ※対象月は4月以降から選択

1月	2月	3月	4月	5月	6月
	40万円	60万円	30万円	30万円	20万円
月平均 50万円			対象月		

創業月から対象月までの各月の収入額は、**税理士が確認した毎月の収入を証明する書類**で確認いたします。

詳細情報はコチラ

本資料でご紹介した内容の詳細は、HPにてご案内しております。

- 1 申請要領 (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け)
- 2 申請要領 (中小法人等向け、個人事業者等向け) をご確認ください。



申請サポート会場

全国に設置したサポート会場で、電子申請をサポートします。
設置箇所・予約方法については、持続化給付金事務局HPをご確認ください。



持続化給付金事業 コールセンター

0120-115-570、[IP電話専用回線] 03-6831-0613

※受付時間 8:30~19:00 6月から8月(毎日)・9月から12月(土曜日を除く日曜日~金曜日)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の方へ

令和2年6月12日

雇用調整助成金の受給額の 上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます
(1人あたり日額8,330円⇒15,000円)

企業規模にかかわらず、
すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を
10/10 (100%) に拡充します

- 令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です
- すでに支給した方・申請済みの方にも適用されます(裏面へ)
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、緊急雇用安定助成金も対象です

<様式はこちら>



「解雇等せず雇用維持に努める」とは

- 令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までに、解雇等を行っていないこと(解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます)
- 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日時点の従業員数が、令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの各月末時点の従業員数の平均の5分の4以上であること

(裏面へつづく)

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020612企01

追加支給について

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- 差額(追加支給分)も含めて支給します
※審査の状況によっては、差額(追加支給分)を令和2年7月以降順次お支払いする場合があります。

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- すでに支給した額との差額(追加支給分)は後日支給します
差額(追加支給分)は令和2年7月以降順次にお支払しますので、今しばらくお待ちください

支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し(増額し)従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

- 追加支給の手続きが「必要」です
- 令和2年9月30日までに次の書類をご提出ください
「再申請書(様式)」、「支給要件確認申立書(様式)」、「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」、「休業させた日や時間がわかる書類(対象労働者を増やした場合)」

<様式はこちら>



現在、非常に多くの申請をいただき順次審査をしていることから、お問い合わせをいただいても、個別の手続きの状況や支給決定日などをお示しできない状況です。
大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
また、追加支給を希望しない場合は、お手数ですが、下記「申請・お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請・お問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課(助成金センター)およびハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金

検索

佐久穂町 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等

経営継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少している
佐久穂町内事業者へ、事業継続のための支援金を支給します。

- 【支援金額】 ※申請は1回のみ、使途制限なしで受給できます。
※各支援金額は、上限額となります。
- 30万円 対象: 前年同月比で売上が30%以上50%未満の方
- 20万円 対象: 前年同月比で売上が20%以上30%未満の方
- ※この支援金は、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

【対象者】

- 佐久穂町内の中小企業者又は小規模事業者
 - 法人は、佐久穂町内に主たる事業所を有するもの。
 - 個人事業主は、町内に住所及び事業所を有するもの。
 - 2019年4月1日以前から事業活動を行っているもの。
- 令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上が、前年同月比で20%以上50%未満減少している事業者
※売上に補助金・寄付金は含みません。

【必要書類】: 申請書の他に以下の書類が必要です

- 町内に事業所があることを証明する書類
- 前年(2019年)の売上高がわかる確定申告書の写し
- 売上の減少が確認できる書類(帳簿の写し等)
- 事業概要が分かるもの(定款・営業許可証等)
- 振込先口座の通帳の写し
- 本人確認書類(運転免許証の写し等)※個人事業者のみ

【給付対象期間】

令和2年1月～12月

【交付申請期限】

令和3年3月5日まで

<申請先・お問い合わせ>

役場産業振興課商工観光係

電話: 0267-88-3956(7/27～86-1553) 【受付時間】9時～17時



佐久穂町経営継続支援金

対象となる事業者について

個人事業主

- 個人事業主とは、事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金・不動産等でない方をいいます。
「主たる収入」: 1年の収入の半分以上が「事業収入」であること。
「事業収入」: 確定通知書内の「収入金額等」欄にある【営業等】の項目に該当する収入。

中小企業者・小規模事業者 ※個人事業主の方も下記に該当すれば対象となります。

- 中小企業者・小規模事業者とは、資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。

主たる事業の種類	中小企業者		
	資本金の額	常時使用する従業員数	うち小規模事業者 常時使用する従業員数
製造業・建設業・運送業 その他の業種 (下段3業種を除く)	3億円以下	21人以上 300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	6人以上100人以下	
サービス業	5千万円以下	6人以上100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	6人以上50人以下	

対象とならう方

- 会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社) ●個人事業主
- 農業法人(会社法の会社・又は有限会社に限る)

対象とならない方

- 一般社団法人・公益法人・一般財団法人・公益財団法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人
- 農事組合法人 ●学校法人 ●政治団体 ●宗教法人 ●風営法適用事業者 ●組合(農業協同組合・生活協同組合・中小企業等協同組合法に基づく組合等)又は有限責任事業組合
- 佐久穂町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者
- 「佐久穂町宿泊施設支援給付金」「佐久穂町飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金」「佐久穂町農林水産物製造加工事業者経営維持給付金」を受給された者及び申請する者 ●国「持続化給付金」を受給された者及び申請する者
- その他支援金の趣旨・目的に照らして適当でない町長が判断する者

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金の公募が開始されました！！
令和2年度からは年に3回、通年での募集となります。さらに佐久穂町では町独自の持続化補助金も交付しています！！
コロナウイルスによる経営への打撃は計り知れないものがありますが、顕微鏡像を見極めて再建する為の計画を立てましょう！！

小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が、商工会の助成等を受けて作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づき、地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）の取り組みを支援するため、それに要する経費の2/3を補助（補助上限額50万円）します。さらに、佐久穂町では上記の補助対象事業の自己負担分の1/2（補助上限額12万5千円）を町が独自に補助します。

国、町の補助金を合わせると、最大で税抜総額75万円の事業の内、62万5千円が補助金で賄えることになります。

＜補助対象経費と差引自己負担額の計算例＞

①補助対象経費 (税抜き)	②国補助金 ①×2/3 上限50万円	③自己負担 ①-②	④町補助金 ③×1/2 上限12万5千円	⑤差引自己負担 ③-④
600,000円の場合	400,000円	200,000円	100,000円	100,000円
750,000円の場合	500,000円	250,000円	125,000円	125,000円
900,000円の場合	600,000円	300,000円	150,000円	150,000円

補助金の申請には商工会の助言などを受けて作成した経営計画書や補助事業計画書が必要です。補助金の採否については、それらの計画書の内容が審査されます。

「計画書なんてどうやって作るの？」という方も、まずは販路開拓のためにやりたいことを見つけてチャレンジしてみてください。専門家や経営指導員が作成のお手伝いをします。

☆**コロナウイルスによる経営上の影響（従業員等の罹患による直接的な影響、感染症に起因した売り上げ減少による間接的な影響）を受けながらも販路開拓に取り組む事業者には、計画書の審査において政策加点があります。**

☆**産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」（具体的には「佐久穂町創業塾」を受講して創業計画書を作成することなど）を受けた小規模事業者については補助上限額が100万円に引き上げられます。**

★補助金対象となる取り組みのイメージ（商店や飲食店で想定される取り組み例）

①広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布する
- ・自社ホームページを開設する

②集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るため店舗のユニバーサルデザイン化を図る
- ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りこたつにする等により、幅広い年代層の集客を図る

③商談会・展示会への出席

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出席する

④商品パッケージや包装紙・ラッピングのデザインを一新する

- ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新する

補助対象者（小規模事業者）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

補助対象経費

1. 機械装置等費、2. 広報費、3. 展示会等出展費、4. 旅費、5. 開発費、6. 資料購入費、7. 雑役務費、8. 借料、9. 専門家謝金、10. 専門家旅費、11. 設備処分費、12. 委託費、13. 外注費

商工会の受付締切と次年度以降の予定

第1回：令和2年3月23日(月) 事業期間：交付決定日～令和3年1月31日(日)	第2回：令和2年5月29日(金) 事業期間：交付決定日～令和3年3月31日(木)
第3回：令和2年9月25日(金) 事業期間：交付決定日～令和3年7月31日(土)	第4回：令和3年1月29日(金) 事業期間：交付決定日～令和3年11月30日(火)
第5回：令和3年5月下旬(予定)	第6回：令和3年9月下旬(予定)
第7回：令和4年1月下旬(予定)	第8回：令和4年5月下旬(予定)
第9回：令和4年9月下旬(予定)	第10回：令和5年1月下旬(予定) [最終]

公募要領や申請書様式などは商工会にお問い合わせいただくか、下記の長野県商工会連合会のHPからダウンロードすることも出来ます。

<http://www.nagano-sci.or.jp/>

中小企業・個人事業主向け

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

支援別	目的	事業名	内容	お問合せ
融資	資金繰りのために融資を受けたい	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	【無利子融資】 融資限度額（初年度）：中小事業6億円／国民事業8,000万円 金利：当初3年間 基準金利▲0.9%（据置期間5年以内） ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施（上限額有）	日本政策金融公庫 TEL: 0120-154-505
		商工中金による危機対応融資	【無利子融資】 融資限度額：6億円 金利：3年間基準金利▲0.9%（据置期間5年以内） ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施（上限額有）	商工組合中央金庫 TEL: 0120-542-711
		長野県中小企業融資制度資金	【無利子融資】 融資限度額：4,000万円（設備資金と運転資金の合計） 金利：年1.3%又は年1.6%（据置期間5年以内） ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【低金利融資】 融資限度額：（設備）6,000万円／（運転）8,000万円 金利：年0.8%（据置期間2年以内）	県内金融機関 県 産業労働部 TEL: 026-235-7200
	既存の借入の返済猶予を受けたい	新型コロナ特例リスケジュール	再生計画策定支援 既存の借入に最大1年間の返済猶予	県 中小企業再生支援協議会 TEL: 026-227-6235
給付金・助成金・補助金	感染防止を行うための支援を受けたい	新型コロナウイルス危機突破支援金	健康・美容営業等の業種で感染防止策に取り組む小規模事業者 補助金：1事業者当たり10万円（定額・1回限り）	県 最寄りの地域振興局商工観光課
	賃料の負担を軽減したい	家賃支援給付金	給付額：法人最大600万円／個人事業主最大300万円以内	家賃支援給付金コールセンター TEL: 0120-653-930
	売上が半減した中小企業・個人事業主で給付金を受け取りたい	持続化給付金	給付額：法人200万円以内／個人事業主100万円以内 ※フリーランス（受託契約による業務請負者）を含む	持続化給付金事業コールセンター TEL: 0120-115-570 TEL: 03-6831-0613
	事業活動を縮小したので、従業員に休業手当等を支払いたい	雇用調整助成金	休業手当×助成率：中小企業4/5（10/10）、大企業2/3（3/4） ※括弧内は解雇等を行わない場合。上限15,000円/人・日	長野労働局 TEL: 026-226-0866
	学校休業等で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	給付額：賃金相当額 上限 8,330円/人・日 ※令和2年4月1日以後の休暇取得については、上限を15,000円に引上げ。	学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター TEL: 0120-60-3999
	学校休業等で個人事業主等が休業	小学校休業等対応支援金	給付額：4,100円/日（定額）	県 営業局 TEL: 026-235-7248
	他の事業者と共同して新しい事業に取り組みたい	飲食・サービス業等 新型コロナウイルス対策支援事業	補助対象者：事業者グループ（3社以上） 補助率：ハード事業 9/10以内、ソフト事業 10/10以内 補助上限額：300万円	静岡県環境資源協会 TEL: 054-266-4161
	高機能換気設備を導入したい	高機能換気設備等の導入支援事業	補助上限額：1,000万円 補助率：中小企業者 2/3、大企業 1/2	ものづくり補助金事務局 TEL: 050-8880-4053
	新製品・サービス開発等の設備投資	ものづくり・商業・サービス補助金	補助上限額：1,000万円 補助率：類型A 2/3、類型B・C 3/4（特別枠）	県 産業労働部 TEL: 026-235-7195
	販路開拓したい	持続化補助金（コロナ特別対応型）	補助上限額：100万円 補助率：類型A 2/3、類型B・C 3/4（特別枠）	最寄りの商工会議所・商工会
税・保険料	現在、納税が厳しい	コロナ特別対応型持続化支援事業	持続化補助金（コロナ特別対応型）に加え、県が上乗せ補助を実施。 補助上限額：135万円（国100万円、県35万円）類型A 120万円（国100万円、県20万円）類型B・C 補助率：9/10（国と県の補助率の合計） ※事業再開後を除く	県 産業労働部 TEL: 0570-666-424
		IT導入補助金	補助額：30万円～450万円 補助率：類型A 2/3、類型B・C 3/4（特別枠）	サービスデザイン推進協議会 TEL: 0570-666-424
	社会保険料等が支払えない	納税猶予＜証紙徴収を除く全税目＞ 欠損金繰戻しによる還付＜法人税＞ 中小企業等事業用資産に係る軽減＜固定資産税・都市計画税＞ 中小企業等生産性革命に向けた設備等＜固定資産税＞ 中小企業等テレワーク設備等＜法人税・所得税＞ 自動車税環境性能割の軽減延長＜自動車税・軽自動車税＞ 消費税の課税事業者選択適用＜消費税＞ 特別貸付に係る非課税措置＜印紙税＞ 厚生年金保険料等の納付猶予	事業休止や著しい損失が生じた場合、1年間納付猶予	最寄りの 税務署 県税事務所 市町村 各年金事務所

（類型A：サプライチェーンの毀損への対応、類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換、類型C：テレワーク環境の整備）